

# 診断士会 News

No.2020-09

2021年3月17日

鳥取県コンクリート診断士会

〒682-0025 倉吉市八屋 354-1

☎0858-26-2411 Fax0858-26-5537

URL⇒<http://www.tottori-acc.com/>

## 鳥取県への要望書による陳情

- ◆開催日時 : 2021年3月17日(水) 13:30~14:00
- ◆場 所 : 鳥取県庁 5階 会議室
- ◆要望事項 : 鳥取県「コンクリート構造物ひび割れ抑制対策マニュアル(案)」妥当性の検討結果と、コンクリート構造物品質向上のためのコンクリート診断士等有資格者の配置について
- ◆出席者 : 以下に示す通り。

### 鳥取県

鳥取県県土整備部技術企画課 課長 兼都市計画室長	前田 達美 氏
鳥取県県土整備部技術企画課 課長補佐	加藤 孝志 氏
鳥取県県土整備部技術企画課 係長	椎木 孝三 氏

### 鳥取県コンクリート診断士

会 長	奥村 智洋
アドバイザー	村下 勝

前出した「要望事項」について、具体的に下記項目について要望した。なお、本年度要望は、コロナ禍の影響を考慮し少人数で実施した。(次頁、要望書参照)

1. 鳥取県「コンクリート構造物ひび割れ抑制対策マニュアル(案)」妥当性について
2. コンクリート構造物品質向上のためのコンクリート診断士等有資格者の配置について

要望に対する回答として、下記の回答を頂いた。

1. ひび割れ抑制マニュアル(案)の本格運用については、来年度下半期からの本格運用に向けて検討を進める。なお、来年度の8月頃を目標に本格運用(案)を作成し、事前に鳥取県コンクリート診断士会の意向を伺いたいので協力をお願いしたい。
2. コンクリート診断士の重要性は理解するが、現時点ではコンクリート診断士等有資格者の配置の義務付けは考えていない。時期尚早であると考えている。方向性としては良いことであると考えてるので、関係者の意見を聞きながら、今後、国等の状況を見ながら必要に応じて検討する。

であった。

# 要 望 書

令和3年 3月17日

鳥取県県土整備部技術企画課

課長 前田 達美 様

鳥取県コンクリート診断士会  
会長 奥村 智洋



## (要望事項)

鳥取県「コンクリート構造物ひび割れ抑制対策マニュアル(案)」妥当性の検討結果と、コンクリート構造物品質向上のためのコンクリート診断士等有資格者の配置について

## (要 旨)

鳥取県におかれましては、平素より当会の活動に格別のご理解とご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、我々鳥取県コンクリート診断士会は、新設を含むコンクリート構造物に関するあらゆる機会を通じて、鳥取県のコンクリート構造物の長寿命化に少なからず貢献したいと活動を進めております。

活動にあたり、鳥取県「コンクリート構造物ひび割れ抑制対策マニュアル(案)」の具体的な運用方法と運用実績がどのような状況であるのか理解できておりません。

また、コンクリート診断士等の資格者が工事関係者としてかかわることで、構造物の劣化抑制の対策が工事計画などで提案可能となり、その結果、コンクリート構造物の品質が向上すると考えます。そのため下記内容につきまして、要望させて頂きたいと思っております。

### 1. 鳥取県「コンクリート構造物ひび割れ抑制対策マニュアル(案)」妥当性について

平成28年に、鳥取県「コンクリート構造物ひび割れ抑制対策マニュアル(案)」が公開されました。本マニュアルの「まえがき」には、“今後、追跡調査等を通して、さらに補強する、あるいは抑制対策としての有効性が認められた場合に標準化することも考えている。”とあります。昨年、標準化の進捗状況をお尋ね致しました。ご回答は「妥当性について検討中で、早ければ来年度検討結果を報告できる」とのことでありました。検討結果をお教え願います。

### 2. コンクリート構造物品質向上のためのコンクリート診断士等有資格者の配置について

鳥取県「工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)：Ⅱ.品質-コンクリート構造物工事」では、評価対象項目として、19項目が示されております。19項目には、コンクリート工事に関する基礎的内容からコンクリート専門技術知識が必要な内容が示されています。そして、コンクリート構造物にクラックが発生した場合は、「コンクリート診断士等専門家の意見が必要」とあります。(資料-1 参照)

クラックが発生したコンクリート構造物を適切に診断し、原因究明と再発防止を図ることも重要ですが、ひび割れを発生させないよう事前に取り組むことも、コンクリート構造物の品質向上のために欠くことは出来ないと考えます。

つきましては、工事における入札条件に「ひび割れが発生するおそれのある重要コ

ンクリート構造物工事やコンクリート構造物補修工事のうち、特に必要と認められる構造物については、コンクリート診断士等有資格者をコンクリート品質管理担当責任者として配置すること」を義務付けすることについて、ご検討お願い申し上げます。  
(重要コンクリート構造物、資料-2 参照：鳥取県土木工事施工管理ハンドブック)

様式工0-5(1)

工事成績評定の審査項目別運用表(土木工事)

【記入方法】該当する項目の□にレスマークを記入する。

(検査員)

2021/1/1 以降

審査項目	細別	a	b	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ	コンクリート 構造物工事	<p>□ 品質関係の試験結果のばつつきと評価対象項目の履行状況(評価値)から判断する。 [関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験] ※パラッキの判断は様式3-9図参照</p> <p>●評価対象項目</p> <p>□1) 施工面が平滑に仕上げられ、浮き石、ゴミ、厚水及び滞水等を排除して施工されていることが確認できる。</p> <p>□2) 埋戻し材料が設計図書の仕様を満足しているとともに、巻出し、転圧が適切に施工され、設計図に示す形状に仕上げられていることが確認できる。</p> <p>□3) 設計図書に基づきコンクリートが使用されており、適切なコンクリートの品質(強度・w/o・最大骨材粒径・カカリ骨材反応抑制等)が確認できる。</p> <p>□4) コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量、塩基総量、単位水量等の測定結果が確認できる。</p> <p>□5) 施工条件や気象条件に適した運搬・打設時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が定められた条件を満足していることが確認できる。(寒中及び暑中コンクリート等を含む)</p> <p>□6) 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該試験の供試体であることが確認できる。</p> <p>□7) コンクリートが、必要の強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。</p> <p>□8) コンクリートの打設前に、打撃目処理、面取りが適切に行なわれているとともに、成型後に、型枠の締め付け荷がコンクリート表面に残されていないことが確認できる。</p> <p>□9) 鉄筋の品質が証明書等で確認できる。</p> <p>□10) 鉄筋の引張強度・曲げ強度が試験値で確認できる。</p> <p>□11) コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理されていることが確認できる。</p> <p>□12) 鉄筋の組立及び加工が、設計図書を満足していることが確認できる。</p> <p>□13) 鉄筋を露出した状態で完了する場合は、防錆の処置が適切に行われていることが確認できる。</p> <p>□14) 工後作業は有資格作業員が行っていることが確認できる。</p> <p>□15) コンクリートの養生が、定められた条件を満足していることが確認できる。</p> <p>□16) スペーサーの品質及び粗筋が仕様書に定められた条件を満足し、鉄筋のかがりを確保していることが確認できる。</p> <p>□17) コンクリートの圧縮強度を管理し、工期内に28日強度が確認できない場合は監督員と所定の協議を行っている。</p> <p>□18) <b>コンクリート構造物に有害なクラックがない。</b> ※様式工3-9を参照</p> <p>□19) その他</p>	<p>□ 品質関係について、監督員が改善指示書を出した。又は検査時に検査員による指摘による指摘を受け、手直し工事を行った。ただし、手直し工事の程度が小さい場合は(手直し工事の完了が検査の翌日中に検査員により確認できた場合は)「a」より上位の評価とすることができるとする。</p>	<p>□ 品質関係について、監督員からの改善指示書による指示に従った。又は検査時に検査員による指摘による指摘を受け、手直し工事を行った。</p>		
II. 品質						

●判断基準  
 評価値が90%以上.....a  
 評価値が80%以上90%未満.....b  
 評価値が70%以上80%未満.....c  
 評価値が60%以上70%未満.....d  
 評価値が50%未満.....e

①当該(評価対象項目)のうち、対象としない項目は削除する。  
 ②附帯項目のある場合は附帯項目の評価値を併せて計算した比率(評価値)の値で評価する。  
 ③評価値(%)=1-後当項目数( )/非評価項目数( )  
 ④なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合には「e」と評価とする。  
 ⑤当工種の中で品質を左右すると考えられる重要項目(箇所)が確認されていない場合は、評価値にかかわらず「a」または「a」の評価はしない。



## 資料-2

別紙2

### 重要構造物の種類

構造物名
鉄筋コンクリート擁壁
鉄筋コンクリートカルバート類
橋梁上部工
橋台・橋脚
トンネル
砂防堰堤
樋門・樋管
水門
堰
排水機場
床止め・床固め
共同溝
ダム工
その他発注者が指定した構造物

なお、プレキャスト製品は対象外とする。(現場打ち鉄筋コンクリートを部分的に組み合わせたプレキャスト製品も含む。)

また、用心鉄筋や補強鉄筋、差筋のみを有するものは、無筋コンクリートとして取り扱う。

土木工事施工管理ハンドブック（平成24年2月）鳥取県県土整備部より添付

